

令和2年7月14日（火）
問合せ 経済部経済観光課
電話 0126-63-0111
担当 三浦

びばい経営支援金の申請要件の拡充について

次のとおり、申請要件の拡充を行いましたので、お知らせします。

「びばい経営支援金」制度概要

令和2年5月14日より、新型コロナウイルス感染症の影響で、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業全般に広く使える支援として、国の持続化給付金に該当しない事業者のうち、一定程度減収となった事業者に市独自の支援を行っています。

【支援額】 30万円

【支援対象】 国の持続化給付金に該当しない市内の法人・個人事業者で、令和2年1月以降、申請月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少した月があること。

■申請要件の拡充内容

現在は、上記のとおり支援対象を「令和2年1月以降、申請月の前月までの期間のうち、ひと月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少」した月があることとしていましたが、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大・収束が見えないなど、状況が悪化・長期化していることから、申請要件を拡充し、50%以上減少となった事業者に対しても、国の持続化給付金のみではなく、市としても重ねて支援することとし、申請要件を「前年同月比20%以上減少」としました。

■申請方法等

拡充後の制度概要については別添資料をご覧ください。申請書等については、令和2年7月14日に市ホームページで公開します。

事業収入が
50%以上減少した
法人・個人事業者に
対象を拡充しました



びばい経営支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者に対して市独自の支援を行います

支援金額

30万円

対象者

- ・小売業、飲食業、サービス業、製造業、建設業など幅広い業種で事業収入(売上)を得ている市内の **法人・個人事業者**
※市内に店舗・事務所等を有すれば、市外の法人・個人事業者も対象。
- ・令和2年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間のうちひと月の事業収入(売上)が前年同月比 **20%以上減少**した月があること。
※一度給付を受けた方は、再度申請することができません。

申請に必要な書類

- ①「びばい経営支援金申請書」
 - ②令和2年の売上が減少した月の月単位の売上を記載した書類
 - ③確定申告書等の写し
 - ④本人確認書類（個人事業者のみ）
 - ⑤通帳の写し
- ※国の持続化給付金を既に受給している方については、「持続化給付金の振込みのお知らせ」等の写しを添付いただければ、②③の書類は省略できます。
- ※申請書は市のホームページからダウンロードできるほか、市役所で配布しています。

申請先・問合せ等

【申請先】
美唄市経済部 経済観光課 商工労働係

申請方法等の詳細や申請に関する相談については、商工労働係（TEL 63-0111）までお問い合わせください。

申請期間 令和3年1月15日まで